

# サービス体系別加算に係る説明会（就労継続支援 B 型）

この説明資料は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号）等を基に作成し、加算等の主な要件を記載していますが、すべてを網羅しておりませんので、詳しくは別途法令等を確認ください。

## 0．共通事項

### 加算等報酬に関する届出の時期

原則 毎月15日以前に届出 翌月から算定

毎月16日以降に届出 翌々月から算定

原則外 減算あるいは加算要件を満たさなくなった場合は届出の時期にかかわらず、該当月から変更して算定

行政機関側（国・県）の事情等により届出ができない場合は遡って適用することがある

例 目標工賃達成加算（ ）または（ ）については、4月以降でない「工賃実績額」等が算定できないことから、算定できた時点から速やかに届出をすることにより、4月分から加算適用とする。

### 多機能型事業所の定員規模

例 生活介護10名、就労継続支援B型20名の多機能型事業所の場合

定員規模 21名以上40名以下

## 1．本体報酬

事業所を運営するために基本的に必要な経費に対する報酬。

要件：前年度の平均利用者数に応じ、必要な人員を配置。（参照 p14 参考）

	人員配置 (利用者：従業者)	従業者の 対象職種
サービス費( )	7.5 : 1	生活支援員 職業指導員
サービス費( )	10 : 1	

新規事業所、障害者共同作業所から新体系に移行した事業所については、平均利用者数は定員の9割とする。

人員配置基準を満たさない場合は、「職員欠如の減算」となる。

3月間の平均利用者数が定員の125%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（p14 参照 参考）

1日の利用者数が定員の150%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（当該日のみ）

対象：利用者全員（支給決定が必要）

変更：職員を新規採用する等でサービス区分が変更となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等によりサービス区分が変更となる場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月からサービス区分の変更となる。

確認：生活支援員等の人員配置「C」欄が基準値以下（p10～13参照）

## 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚言語障害者が30%以上いる事業所において、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置することに対する加算。

要件：対象となる視覚・聴覚言語障害者の割合が前月の実利用者数の30%以上。（p15参照 参考）

	身体障害者手帳	その他
視覚障害者	1級または2級	日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる者
聴覚障害者	2級	日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる者
言語障害者	3級	

「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の30%が視覚障害者等）に該当するか否かを計算する。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

前年度の平均利用者数に応じ、本体報酬で配置した人員に加え、さらに（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置。（p15参照 参考）

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置。

	専門性を有する者
視覚障害者	点字指導員、点訳者、歩行支援員等
聴覚障害者 言語障害者	手話通訳者等

### 多機能型事業所の場合

多機能型事業所において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等が30%以上であり、当該多機能型事業所等の（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置していること。

対象：利用者全員

変更：前月に要件を満たせば、当該月15日までに届出することにより、当該月から加算適用とする。

前月に要件を満たさなくなれば、届出の有無にかかわらず当該月から加算の対象外とする。

確認：対象の有無（対象者数）÷（実利用者数「H」欄）×100 30%

要件の有無（基準上の必要職員数「B」欄）+（前年度の平均利用者数「A」欄）×1/50  
（生活支援員等の総数「D」欄）

### 3. 就労移行支援体制加算

利用者を一般就労に結びつけた実績に対する加算

要件：前年度の一般就労実績に応じ定員の5%超。(参照 p16 参考)

一般就労実績とは、一般就労した後6月超継続して勤務していること。

A型事業所への移行も加算対象となるが、同一法人内での移行は加算対象外。(新Q&A 3-1問1-3)

一般就労した後、6月以上、職業生活における相談等の支援を継続。

対象：利用者全員

変更：1年間変更不可

確認：(就労継続支援事業定着率「P」欄) > 5%

### 4. 目標工賃達成加算

利用者に対し支払った工賃が一定水準以上に達していることに対する加算

要件：前年度、利用者に対し支払った工賃が一定水準以上。

前年度の工賃実績が、目標工賃を超えていること。

就労収入向上実践計画(工賃引き上げ計画)の策定している。

	条件
目標工賃達成加算 ( )	(前年度の工賃実績) > (前年度の地域最低賃金) × 1 / 3 (H20 最低賃金 691 円 × 1/3 = 230.3 円) (前年度の工賃実績) > (前年度の目標工賃)
目標工賃達成加算 ( )	(前年度の工賃実績) > (前年度のB型事業所の平均工賃) × 0.8 (H20 平均工賃 14,634 円 × 0.8 = 11,707 円) 就労収入向上実践計画(工賃引き上げ計画)の策定

目標工賃達成加算( )を算定する場合は、目標工賃達成加算( )は算定できない。

目標工賃達成加算( )については、目標工賃達成加算( )の条件を満たしていること。

対象：利用者全員

変更：1年間変更不可

目標工賃達成加算( )は、工賃実績を確認し、4月15日までに届出することにより、

目標工賃達成加算( )は、県が就労継続支援B型の平均工賃を確定後、別途指定した期日までに届出することにより、4月分から加算適用とする。

確認：目標工賃達成加算( )(平均時給「O」欄) > (前年度の地域最低賃金) × 1 / 3

目標工賃達成加算( )(平均工賃「N」欄) > (前年度のB型事業所の平均工賃) × 0.8

## 5. 初期加算

サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することに対する加算。

要件：初めて当該事業所でサービスの利用開始した日から 30 日間の利用日。

なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となる。

月日	利用実績	月日	利用実績	月日	利用実績
4 / 1	出(初日)	4 / 1 1	出(初日)	5 / 1	出(初日)
2	休	1 2	休	2	休
3	出	1 3	出	3	休
2 9	出	2 9	休	3 0	出
3 0	出	3 0	休	3 1	出
		5 / 1	出		
		5 / 1 0	出		
		1 1	出		
請求日数	4 日	請求日数	4 日	請求日数	2 日
対象期間	4/1 ~ 4/30	対象期間	4/11 ~ 5/10	対象期間	5/1 ~ 5/30

対象：新たにサービスの利用を開始した者のみ

## 6. 訪問支援特別加算

利用者の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所におけるサービス等の利用に係る相談援助等を行うことに対する加算。

要件：サービス提供に関する記録をしている。

( 1 )	所要時間 1 時間未満
( 2 )	所要時間 1 時間以上

個別支援計画等に基づき実施している。

連続して 5 日間以上サービスの利用がない。

1 月に 2 回を限度としている。

対象：訪問支援を行った利用者

## 7. 利用者負担上限額管理加算

利用者の負担上限額の管理を行うことに対する加算。

要件：当該事業所以外に他の事業所を利用している。

上限額管理 事業所利用	他 の 事業所利用	利 用 額	加算算定 の 可 否
あり	あり	関係なし	可
あり	なし		否
なし	あり		可
なし	なし		否

対象：上限額管理をした利用者（支給決定が必要）

## 8. 食事提供体制加算

利用者に食事を提供する体制を整えることに対する加算。

要件：（施設内で調理する場合）

食事提供できる設備を整えている。

食事提供できる人員配置をしている。

直営 調理員配置 2時間/日程度

生活支援員等との兼務は可だが、常勤換算でしっかりと分けて考える。

委託 当該事業所の責任者配置

（施設外で調理する場合）

クックチル、クックフリーズもしくは真空調理により、調理を行う過程において急速冷却もしくは冷凍したものを再加熱して提供またはクックサーブにより提供している。

運搬手段等について衛生上適切な処置をとっている。

対象：食事提供した利用者（支給決定が必要）

## 9. 福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員を配置し、サービス提供を行うことに対する加算。

要件：配置した人員のうち、有資格者（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）常勤者、勤続3年以上の者が一定割合以上いる。（p16参照 参考）

	要件		対象職種
福祉専門職員配置等加算（ ）	常勤者のうち有資格者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	25%以上	生活支援員 職業指導員
福祉専門職員配置等加算（ ）	常勤者の常勤換算 ÷ 従業者の常勤換算	75%以上	
	常勤者のうち勤続3年以上の者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	30%以上	

福祉専門職員配置等加算（ ）を算定する場合は、福祉専門職員配置等加算（ ）は算定できない。

福祉専門職員配置等加算（ ）については、2つの要件のうちいずれかを満たせば算定できる。

### 多機能型事業所の場合

基本は、サービスごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算の対象とする。

また、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、要件を満たしているサービス（例 生活介護）のみ加算の対象とする。

### 従たる事業所がある場合

基本は、それぞれの事業所ごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算対象とする。

また、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、加算対象としない。

対象：利用者全員

変更：職員を新規採用する等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

確認：「E～G」欄が一定割合以上

## 10. 欠席時対応加算

利用者が利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合に、連絡調整・相談援助等を行うことに対する加算。

要件：欠席に関する記録をしている。

欠席連絡のあった日  
連絡してきた相手  
連絡を受けた対応者  
欠席の理由  
当日の利用者の状況  
次回の利用日 等

2 営業日前までの間に利用中止の連絡があった。

例 1日に1週間休むと連絡があった場合  
当日(1日)と2日、3日は算定可能。  
4日以降は算定できない。

1月に4回を限度としている。

対象：利用を中止した利用者

## 11. 医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員による看護の提供を行ったことに対する加算

要件：医療機関等との委託契約の締結。

医療機関等の医師から看護職員が看護の提供に関する指示を受けていること。  
看護の提供上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所等が負担すること。

1人の看護職員に対し看護を受けた利用者は8名以内。

医療連携体制加算( )	利用者 1
医療連携体制加算( )	利用者 2以上8以内

医療行為の対象者が1名いれば、医療行為以外のサービスを受けた者も加算の対象。  
看護行為等について個別支援計画に位置づけられていること。

対象：看護を受けた利用者

## 12. 施設外就労加算

一般就労への移行や工賃の引き上げに有効な施設外就労を行うことに対する加算

要件：施設外就労を行うユニットは従業者1名に対し、利用者3名以上で、人員配置が本体報酬と同等以上。

多機能型事業所の場合は、それぞれのサービスで従業者1名に対し、利用者3名以上が必要。

1日に施設外就労を行っている利用者数は利用定員の70%以下。

利用者は最低2日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。

施設外就労の実施を運営規程および個別支援計画に位置づけ。

施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約締結。

緊急時の対応をとる体制整備。

対象：施設外就労を行った利用者

## 13. 重度者支援体制加算

障害基礎年金1級受給者を一定割合以上受け入れていることに対する加算

要件：前年度の障害者基礎年金1級を受給する利用者の利用延べ日数が前年度の全体の利用延べ日数の50%以上。(参照p16 参考)

ただし、旧法施設から移行した事業所については、平成24年3月31日までの間は、5%以上。

多機能型事業所の場合は、加算算定する定員区分は就労継続支援B型のみの定員による。  
(新Q & AVOL3-1 問3-1)

対象：利用者全員(対象者のみ支給決定あり)

変更：1年間変更不可

確認： $(\text{障害基礎年金1級受給者の利用延べ日数}) \div (\text{延べ利用者数「M」欄}) \times 100 \geq 50\% \text{ or } 5\%$

14. 目標工賃達成指導員配置加算・・・利用者全員

「就労収入向上実践計画（工賃引き上げ計画）」に掲げた工賃目標の達成に向けて、積極的に取り組むために指導員を配置したことに対する加算

要件：前年度の平均利用者数に対し7.5：1の人員（生活支援員、職業指導員）配置

前年度の平均利用者数に対し6：1の人員（生活支援員、職業指導員、目標工賃達成指導員）配置（参照 p17 参考）

人員配置 (利用者：従業者)	従業者の対象職種
7.5：1	生活支援員・職業指導員
6：1	生活支援員・職業指導員 目標工賃達成指導員

専従の目標工賃達成指導員配置

目標工賃達成指導員の就労収入向上実践計画策定支援セミナー（目標工賃達成指導員導入研修）受講

就労収入向上実践計画（工賃引き上げ計画）の策定

多機能型事業所の場合は、加算算定する定員区分は就労継続支援B型のみでの定員による。（新Q & AVOL3-1 問 3-1）

対象：利用者全員

変更：職員を新規採用する等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

確認：（生活支援員等人員配置（目標工賃達成指導員除く）「C」欄） 7.5

（生活支援員等人員配置（目標工賃達成指導員含む）「K」欄） 6

参照

本体報酬の人員配置確認

『利用者の状況』の平均利用者数に基づき、『従業員の勤務の体制及び形態一覧表』に記載された生活支援員等人員配置（目標工賃達成指導員除く）の値が適正か確認する。

平成20年度

定員		20
2月	3月	合計平均
20	21	252日
19	20	19.1人
309	356	3,989人日
15.5	17.0	15.9人/日
77.5%	85.0%	79.5%

要件の人員配置以下となっているか。

従業員態一覧表

サービス種別	就労継続支援B型	生活支援員等人員配置 (目標工賃達成指導員除く)	6.4 : 1
前半後の平均利用者数	15.9	人員配置区分	7.5 : 1
		基準上の必要職員数	2.12

従業員の勤務の体制及び形態一覧表

従業員の勤務の体制及び形態一覧表

事業所・施設名	滋賀作業所	サービス種別	就労継続支援B型												定員	20																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
開所日数	22	18	22	23	21	23	22	22	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	252日
実利用者数	16	18	18	19	21	21	20	19	20	18	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19	20	19.1人	
延べ利用者数	323	302	312	354	378	382	314	354	307	298	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	309	356	3,989人日	
平均利用者数	14.7	16.8	14.2	15.4	18.0	16.7	14.3	16.1	15.4	15.7	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.5	17.0	15.9人/日			
利用率	73.5%	84.0%	71.0%	77.0%	90.0%	83.5%	71.5%	80.5%	81.0%	78.5%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	77.5%	85.0%	79.5%	

利用者の状況

平成20年度

事業所・施設名	滋賀作業所			サービス種別												就労継続支援B型		定員	20
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計平均						
開所日数	22	18	22	23	21	23	22	22	19	19	20	20	20	252日					
実利用者数	16	18	18	19	21	21	20	19	20	18	19	20	19	20	19.1人				
延べ利用者数	323	302	312	354	378	382	314	354	307	298	309	356	309	356	3,989人日				
平均利用者数	14.7	16.8	14.2	15.4	18.0	16.7	14.3	16.1	15.4	15.7	15.5	17.0	15.9人/日						
利用率	73.5%	84.0%	71.0%	77.0%	90.0%	83.5%	71.5%	80.5%	81.0%	78.5%	77.5%	85.0%	79.5%						

- ※1 本表は、前年度の状況をサービス種別、主・従の事業所ごとに別業に記載してください。
- ※2 黄色のセルを入力し、ページのセルは入力しないでください。
- ※3 平均利用者数＝毎月の延べ利用者数÷毎月の開所日数（小数点第2位切り上げ）
- ※4 利用率＝平均利用者数÷定員×100

利用者の状況

前年度の平均利用者数確認

『利用者の状況』の月ごとの利用率が125%を超えている場合、その月の前後など3か月で125%以下となっているか確認する。

$$\text{延べ開所日数（3月分）} \times \text{定員} \times 1.25 > \text{延べ利用者数（3月分）}$$

利用者の状況

平成20年度

事業所・施設名	滋賀作業所			サービス種別												就労継続支援B型		定員	20
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計平均						
開所日数	22	18	22	23	21	23	22	22	19	19	20	20	20	252日					
実利用者数	16	18	18	19	21	21	20	19	20	18	19	20	19	20	19.1人				
延べ利用者数	323	302	312	354	378	382	314	354	307	298	309	356	309	356	3,989人日				
平均利用者数	14.7	16.8	14.2	15.4	18.0	16.7	14.3	16.1	16.2	15.7	15.5	17.0	15.9人/日						
利用率	73.5%	84.0%	71.0%	77.0%	90.0%	83.5%	71.5%	80.5%	81.0%	78.5%	77.5%	85.0%	79.5%						

- ※1 本表は、前年度の状況をサービス種別、主・従の事業所ごとに別業に記載してください。
- ※2 黄色のセルを入力し、ページのセルは入力しないでください。
- ※3 平均利用者数＝毎月の延べ利用者数÷毎月の開所日数（小数点第2位切り上げ）
- ※4 利用率＝平均利用者数÷定員×100





